

4. 平成30年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題＋推進体制別）

（単位：百万円）

	平成28年度 予 算 額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予 算 額	対前年度 増△減額	平成28年度 決 算 額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	4,934	3,834	3,588	△ 246	2,642
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	889	851	883	32	271
3. 刑事手続への関与拡充への取組	16	17	18	1	1
4. 支援等のための体制整備への取組	795	886	963	77	311
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	44	40	54	14	39
6. 推進体制	30 (うち再掲21)	29 (うち再掲19)	25 (うち再掲15)	△ 4	16 (うち再掲11)
総 計（再掲分を除く）	6,688	5,637	5,514	△ 123	3,268

注1：「6. 推進体制」のうち、「2 都道府県担当者会議の開催」、「3 犯罪被害者等施策の総合的推進事業」については再掲である。
 注2：犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含まれていない。
 注3：単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
 注4：「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

（単位：百万円）

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
総 計（再掲分を除く）	6,688	5,637	5,514	△ 123	3,268
【重点課題に係る具体的施策】					
1. 損害回復・経済的支援等への取組	4,934	3,834	3,588	△ 246	2,642
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】					
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	9	9	0	—
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,326	1,116	1,210	94	846
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】					
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	7	7	7	0	—
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	6	6	6	0	6
4 国外犯罪被害弔慰金等【警察庁】	0	37	37	0	—
5 国外犯罪被害弔慰金等支給裁定諸経費【警察庁】	0	4	5	1	—
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	66	66	66	0	—
7 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	42	42	42	0	—
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	33	33	33	0	—
9 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	33	33	39	6	—
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げ【警察庁】	17	17	17	0	—
11 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	5	5	5	0	—
12 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
13 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	15,117 の内数	15,396 の内数	15,179 の内数		15,117 の内数
14 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	1	1	1	0	1
	973 の内数	995 の内数	1,015 の内数		861 の内数

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
15 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	次世代育成支援対策施設整備交付金				
	16,281 の内数	6,590 の内数	7,129 の内数		6,153 の内数
16 トライアル雇用助成金事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	4,066 の内数	3,784 の内数	2,365 の内数		2,832 の内数
17 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	1,648 の内数	2,102 の内数	2,238 の内数		1,592 の内数
18 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	19 の内数	29 の内数	29 の内数		18 の内数
19 自動車事故相談及び示談斡旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570
20 紛争処理機関による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	0	0	0	0
21 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	2,537	1,757	1,408	△ 349	1,104
22 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	131	130	132	2	115
23 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
24 犯罪被害者等の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
25 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配布【国土交通省】	1	1	1	0	1
26 犯罪被害者等が出頭する場合の旅費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	0
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	889	851	883	32	271
1 児童虐待をはじめとする被害少年に対する支援【警察庁】	107	107	107	0	—
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—
3 保護対策の推進【警察庁】					
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	33	33	24	△ 9	—
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	14	△ 8	—
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上げ等	115	115	10	△ 105	—
(4) 保護対策用住居借上げ	33	33	1	△ 32	—
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】					
(1) ストーカー・DV対策資機材の整備	55	0	33	33	—
(2) 被害者等の一時避難等宿泊費	54	54	54	0	—
(3) 被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動	8	9	5	△ 4	6
5 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	18	6	6	0	—
6 児童虐待情報管理業務の充実・強化【警察庁】	0	18	24	6	—
7 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度【警察庁】	28	28	28	0	—
8 職員等に対する研修の充実等【警察庁】					
(1) 警察職員に対する研修（カウンセリング担当者専科）	2	2	2	0	1
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	4	4	4	0	—
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	9	9	9	0	—
9 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】					
(1) 警察施設外の相談会場借上げ	7	7	7	0	—
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—
(3) 捜査における性犯罪証拠採取セットの整備	3	3	4	1	—

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
新 (4) 犯罪被害者等の物品等の返還用袋の整備	0	0	1	1	0
10 インターネットに起因する少年の被害防止に関する研究【警察庁】	1	2	1	△ 1	0
11 被害者等に対する情報提供【法務省】	12	11	10	△ 1	0
12 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	7
13 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	1	22	12	△ 10	1
14 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	44	45	34	△ 11	44
15 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	2	2	2	0	—
16 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	4,527 の内数	4,559 の内数	4,569 の内数		5,665 の内数
17 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,169 の内数	1,226 の内数	1,266 の内数		1,276 の内数
18 地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部				
	5,246 の内数	73 の内数	73 の内数		6,643 の内数
19 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	114,003 の内数	122,716 の内数	126,647 の内数		109,394 の内数
20 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	1,267 の内数	1,286 の内数	1,317 の内数		1,112 の内数
21 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	—	—	—	—	—
	973 の内数	995 の内数	1,015 の内数		861 の内数
22 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童保護費負担金と児童保護医療費負担金				
	114,003 の内数	122,716 の内数	126,647 の内数		109,394 の内数
23 こころの健康づくり対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	P T S D ・ 思 春 期 精 神 保 健 対 策 事 業				
	7 の内数	12 の内数	14 の内数		7 の内数
24 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部(都道府県実施分)【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	地域生活支援事業				
	46,400 の内数	45,400 の内数	45,071 の内数		46,400 の内数
25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部(国立障害者リハビリテーションセンター実施分)【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	13 の内数	12 の内数	11 の内数		8 の内数
26 子どもの心の診療ネットワーク事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	母子保健医療対策総合支援事業(統合補助金)				
	18,483 の内数	20,594 の内数	21,465 の内数		15,121 の内数
27 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	次世代育成支援対策施設整備交付金				
	16,281 の内数	6,590 の内数	7,129 の内数		6,153 の内数

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
28 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
29 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
30 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 子ども子育て支援交付金（内閣府計上） ）				
	98,176 の内数	107,617 の内数	118,766 の内数		87,510 の内数
	—	—	—	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
31 専門里親の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金 ）				
	114,003 の内数	122,716 の内数	126,647 の内数		109,394 の内数
32 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	—	0	0	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数				9,517 の内数
33 里親支援事業の一部【厚生労働省】	0	—	—	—	0
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
		15,416 の内数	15,870 の内数		
34 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
35 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
36 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	0	0	—	—
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
	12,169 の内数				9,517 の内数
37 社会的養護自立支援事業の一部【厚生労働省】	0	—	—	—	0
	（ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 ）				
		15,416 の内数	15,870 の内数		
38 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】					
（1）短期入院協力病院の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	206	192	216	24	144
（2）短期入院に要する経費の一部補助	112	112	112	0	70
新（3）日常生活支援を受け入れる障害者支援施設等の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	0	0	149	149	0

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
(4) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—
	独法	独法	独法		独法
	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金				
	6,900 の内数	6,843 の内数	7,180 の内数		6,900 の内数
(5) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—
	独法	独法	独法		独法
	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金				
	476 の内数	76 の内数	138 の内数		465 の内数
39 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,117 の内数	15,396 の内数	15,179 の内数		15,117 の内数
3. 刑事手続への関与拡充への取組	16	17	18	1	1
1 医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備【警察庁】	1	0	0	0	1
2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務等委託費				
	16,067 の内数	15,478 の内数	16,490 の内数		15,727 の内数
3 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—
4 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	15	17	17	0	—
4. 支援等のための体制整備への取組	795	886	963	77	311
1 都道府県担当国会議の開催【警察庁】	1	1	1	0	1
2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【警察庁】	20	19	14	△5	10
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	18	18	16	△2	16
4 交通事故相談活動の推進【国土交通省】	12	12	12	0	12
5 交通事故被害者サポート事業経費【警察庁】	11	11	11	0	8
6 公共交通における事故発生時の被害者支援のための施策【国土交通省】	4	4	4	0	2
7 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費【内閣府】	26	23	22	△1	21
新8 被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究【内閣府】	0	0	10	10	0
9 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業【内閣府】	9	9	11	2	6
10 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	2	2	2	0	1
11 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究【内閣府】	88	0	0	0	66
12 性犯罪・性暴力被害者支援交付金【内閣府】	0	163	187	24	0
13 ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成経費【内閣府】	4	0	0	0	1
14 性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費【警察庁】	0	3	4	1	—
15 男女間における暴力に関する調査経費【内閣府】	0	14	0	△14	0
16 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—
	市民活動推進事業				
	175 の内数	92 の内数	70 の内数		93 の内数
17 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】					
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	7	0	1
(2) ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科等医療との連携	12	15	17	2	—

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
(3) ストーカー事案の実態と被害者の意思決定に関する研究	1	1	0	△ 1	2
(4) 多機関連携によるストーカー加害者更生に関する調査研究	0	12	13	1	0
(5) スマートフォン等を利用したストーカー被害の実態等に関する調査研究	0	9	0	△ 9	0
(6) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案情報の検索機能高度化	0	12	15	3	0
18 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	22	22	22	0	—
19 対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究【警察庁】	17	19	0	△ 19	11
20 被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究【警察庁】	1	1	0	△ 1	2
21 民間団体への支援の充実【警察庁】					
(1) 民間被害者支援団体に対する活動支援	6	6	6	0	5
(2) 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託	45	45	45	0	—
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	118	118	118	0	—
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	45	45	45	0	—
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	50	50	50	0	—
22 被害者等からの相談への対応【法務省】					
(1) 被害者支援員の配置	195	156	247	91	141
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	8	8	7	△ 1	5
23 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	71	71	70	△ 1	—
24 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,341 の内数	3,383 の内数	3,407 の内数		3,341 の内数
25 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,341 の内数	3,383 の内数	3,407 の内数		3,341 の内数
26 相談及び情報の提供等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,117 の内数	15,396 の内数	15,179 の内数		15,117 の内数
27 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	18 の内数	179 の内数	190 の内数		18 の内数
28 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	972 の内数	1,258 の内数	1,484 の内数		5,665 の内数
29 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	12,169 の内数	15,416 の内数	15,870 の内数		9,517 の内数
30 海外における調査研究【警察庁】	0	7	1	△ 6	0
31 犯罪被害者等に関する調査【警察庁】	0	4	4	0	0
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	44	40	54	14	39
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【警察庁】	9	10	10	0	10

施策・事業	平成28年度 予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額	対前年度 増△減額	平成28年度 決算額
2 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費【内閣府】	7	6	6	0	4
3 女性に対する暴力の予防啓発促進経費【内閣府】	6	6	4	△ 2	2
新4 「A V出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」等広報啓発費【内閣府】	0	0	4	4	0
新5 若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究【内閣府】	0	0	11	11	0
6 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】	9	2	2	0	8
7 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1
8 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,341 の内数	3,383 の内数	3,407 の内数		3,341 の内数
9 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	1,460 の内数	627 の内数	402 の内数		1,013 の内数
10 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	学校を核とした地域力強化プランの一部				
	99 の内数	99 の内数	99 の内数		6,643 の内数
11 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,169 の内数	1,226 の内数	1,226 の内数		1,276 の内数
12 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	66 の内数	55 の内数	55 の内数		63 の内数
13 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	14	15	16	1	14
6. 推進体制	30	29	25	△ 4	16
1 犯罪被害者等施策推進会議の開催【警察庁】	2	2	2	0	1
2 都道府県担当者会議の開催【警察庁】(4.1の再掲)	1	1	1	0	1
3 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【警察庁】(4.2の再掲)	20	19	14	△ 5	10
4 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【警察庁】	1	1	1	0	1
5 犯罪被害者等施策年次報告の作成【警察庁】	6	6	6	0	5

注1：施策・事業のうち、新規に計上したのものについては「新」と表示している。

注2：犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

注3：単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。

なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

5-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口

警 察 庁	長官官房犯罪被害者等施策担当参事官（推進会議、犯罪被害者等基本計画関係） 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（警察が行う犯罪被害者支援関係）
内 閣 府	男女共同参画局総務課
総 務 省	大臣官房企画課
法 務 省	大臣官房秘書課政策評価企画室
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室
厚生労働省	政策統括官（総合政策担当）付社会保障担当参事官
国土交通省	総合政策局政策課

5-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況

平成30年4月1日現在

地方公共団体名	施策担当窓口部局 部局名	総合的対応窓口 部局名	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
			地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他	条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課	同左	○	○		○	○	○	○	○			
青森県	環境生活部県民生活文化課	同左	○	○	○				○	○			
岩手県	環境生活部県民くらしの安全課	同左	○	○					○	○			
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課	同左	○				○	○	○	○			
秋田県	生活環境部県民生活課	同左	○	○	○				○	○			
山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課	同左	○	○	○				○	○		○	
福島県	生活環境部男女共生課	同左				○	○		○	○			
茨城県	県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室	同左	○	○					○	○			
栃木県	県民生活部くらし安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
群馬県	生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課	同左				○	○		○	○			
埼玉県	県民生活部防犯・交通安全課	同左	○	○					○	○			
千葉県	環境生活部くらし安全推進課	同左	○	○	○				○	○			
東京都	総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当	(公社)被害者支援都民センター								○			
神奈川県	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課	同左	○	○					○	○		○	
新潟県	県民生活・環境部県民生活課	同左	○	○					○	○			
富山県	総合政策局防災・危機管理課	同左	○	○					○	○			
石川県	生活環境部生活安全課交通防犯グループ	同左	○	○						○			
福井県	安全環境部県民安全課	同左	○	○	○			○		○			
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課県民生活安全担当	同左	○			○	○		○	○			

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧										条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他				
長野県	県民文化部人権・男女共同参画課	同左				○	○				○		
岐阜県	環境生活部県民生活課	県民生活相談センター	○	○	○					○	○	○	
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	同左	○	○						○	○		
愛知県	県民文化部地域安全課	県民相談・情報センター及び県民相談室	○	○						○	○		
三重県	環境生活部くらし・交通安全課	同左	○	○	○						○		
滋賀県	県民生活部県民活動生活課安全なまちづくり係	同左	○							○	○		
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課	同左	○	○						○	○		
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課	同左	○								○		
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課	同左	○							○	○		
奈良県	くらし創造部人権施策課	同左				○				○	○		
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	同左	○	○	○					○	○		
鳥取県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	同左	○	○	○					○	○		
島根県	環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	同左	○		○					○	○		
岡山県	県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班	同左	○	○	○					○	○		
広島県	環境県民局県民活動課	同左	○	○					○	○	○		
山口県	環境生活部県民生活課	同左	○	○						○	○		
徳島県	危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課	同左	○	○	○						○		
香川県	危機管理総局くらし安全安心課	同左	○	○	○					○	○		
愛媛県	県民環境部県民生活局人権対策課	同左				○				○	○		
高知県	文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課	同左	○	○	○		○			○			
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課	同左	○	○	○					○	○		
佐賀県	県民環境部くらしの安全安心課	同左	○	○	○					○	○		
長崎県	県民生活部交通・地域安全課	同左	○	○							○		
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	同左	○	○					○	○	○		
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課(消費生活・男女共同参画プラザ)	同左	○		○		○			○	○		
宮崎県	総合政策部人権同和対策課	同左				○					○		
鹿児島県	総務部県民生活局生活・文化課	同左	○	○	○					○	○		

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧										条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他				
沖縄県	子ども生活福祉部消費・暮らし安全課	同左	○	○	○					○	○		
札幌市	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	同左				○	○			○	○		
仙台市	市民局生活安全安心部市民生活課	同左	○							○	○		
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	同左	○	○						○	○		
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課	同左	○	○						○	○		
横浜市	市民局人権課	同左				○							
川崎市	市民文化局市民生活部地域安全推進課/人権・男女共同参画室	市民文化局市民生活部地域安全推進課	○	○		○	○			○	○		
相模原市	市民局交通・地域安全課	同左	○	○						○			
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	同左	○	○						○	○		
静岡市	市民局生活安全課	同左	○	○	○					○	○		
浜松市	市民部市民生活課	市民生活課くらしのセンター		○	○					○	○		
名古屋市	市民経済局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係	同左	○	○						○	○	○	
京都市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	同左	○	○						○	○	○	
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	同左				○					○		
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	同左	○							○			
神戸市	危機管理室/保健福祉局総務部人権推進課	保健福祉局総務部人権推進課	○	○		○				○	○	○	
岡山市	市民生活局生活安全課交通安全防犯室	同左	○	○	○					○			
広島市	市民局市民安全推進課	同左	○							○	○		
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	同左								○	○	○	
福岡市	市民局生活安全部生活安全課	同左	○	○						○			
熊本市	市民局市民生活部生活安全課	同左	○	○	○					○			

(注) 総合的対応窓口とは、犯罪被害者等から相談や問合せがあった場合に、適切な情報提供等総合的な対応を行う窓口をいう。

都道府県・政令指定都市における条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の実施数と割合

地方公共団体(数)	条例の制定		計画等の策定		見舞金		貸付金	
	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)
都道府県(47)	31	66.0%	44	93.6%	1	2.1%	2	4.3%
政令指定都市(20)	10	50.0%	12	60.0%	3	15.0%	0	0.0%

5-3. 犯罪被害者等施策主管課・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置、条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況（市区町村）

平成30年4月1日現在

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	（%）	設置済み数	（%）	条例の制定数	（%）	計画等の策定数	（%）	見舞金		貸付金	
										導入済み数	（%）	導入済み数	（%）
北海道	178	178	100.0%	174	97.8%	174	97.8%	5	2.8%	2	1.1%	1	0.6%
青森	40	40	100.0%	40	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	33	33	100.0%	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
秋田	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	0	0.0%
山形	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	59	59	100.0%	59	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
茨城	44	44	100.0%	44	100.0%	7	15.9%	0	0.0%	3	6.8%	2	4.5%
栃木	25	25	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	35	35	100.0%	35	100.0%	1	2.9%	13	37.1%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	62	62	100.0%	62	100.0%	4	6.5%	1	1.6%	4	6.5%	0	0.0%
千葉	53	53	100.0%	53	100.0%	7	13.2%	0	0.0%	5	9.4%	0	0.0%
東京	62	62	100.0%	62	100.0%	4	6.5%	1	1.6%	0	0.0%	3	4.8%
神奈川	30	30	100.0%	30	100.0%	4	13.3%	0	0.0%	4	13.3%	0	0.0%
新潟	29	29	100.0%	29	100.0%	15	51.7%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%
富山	15	15	100.0%	15	100.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川	19	19	100.0%	19	100.0%	15	78.9%	0	0.0%	11	57.9%	0	0.0%
福井	17	17	100.0%	17	100.0%	2	11.8%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
山梨	27	27	100.0%	27	100.0%	11	40.7%	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%
長野	77	77	100.0%	77	100.0%	0	0.0%	6	7.8%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜	42	42	100.0%	42	100.0%	2	4.8%	5	11.9%	0	0.0%	0	0.0%
静岡	33	33	100.0%	33	100.0%	1	3.0%	1	3.0%	1	3.0%	0	0.0%
愛知	53	53	100.0%	53	100.0%	5	9.4%	1	1.9%	1	1.9%	0	0.0%
三重	29	29	100.0%	29	100.0%	0	0.0%	7	24.1%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%	0	0.0%
京都	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	1	4.0%
大阪	41	41	100.0%	41	100.0%	4	9.8%	1	2.4%	4	9.8%	0	0.0%
兵庫	40	40	100.0%	40	100.0%	24	60.0%	0	0.0%	22	55.0%	1	2.5%
奈良	39	39	100.0%	39	100.0%	16	41.0%	0	0.0%	16	41.0%	2	5.1%
和歌山	30	30	100.0%	30	100.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
鳥取	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%
広島	22	22	100.0%	22	100.0%	7	31.8%	0	0.0%	7	31.8%	0	0.0%
山口	19	19	100.0%	19	100.0%	6	31.6%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%
徳島	24	24	100.0%	24	100.0%	0	0.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
香川	17	17	100.0%	17	100.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	20	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
高知	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	(%)	設置済み数	(%)	条例の制定数	(%)	計画等の策定数	(%)	見舞金		貸付金	
										導入済み数	(%)	導入済み数	(%)
福岡	58	58	100.0%	58	100.0%	1	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
佐賀	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%
長崎	21	21	100.0%	21	100.0%	1	4.8%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%
熊本	44	44	100.0%	44	100.0%	3	6.8%	2	4.5%	1	2.3%	0	0.0%
大分	18	18	100.0%	18	100.0%	5	27.8%	0	0.0%	17	94.4%	0	0.0%
宮崎	26	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島	43	43	100.0%	43	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	41	41	100.0%	39	95.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国	1,721	1,721	100.0%	1,715	99.7%	436	25.3%	83	4.8%	197	11.4%	10	0.6%

注1：市区町村数には、政令指定都市を含まない。

注2：区は東京都の23区をいう。

5-4. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等 死亡
(都道府県・政令指定都市)		
山形県	平成20年4月1日	
神奈川県	平成21年4月1日	
岐阜県	平成20年4月1日	犯罪被害により親等を亡くした遺児（義務教育終了までの者及び高等学校在学中で満20歳未満の者）に、年1回（5月5日基準日）激励金を支給 （1）小学生以下 1万5千円 （2）中学生 2万円 （3）高校生等 2万5千円
愛知県名古屋市	平成30年7月1日（対象は平成30年4月1日以降の事案）	30万円（資力要件等あり） 上限150万円（遺族が損害賠償請求権に係る債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合）
京都府京都市	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。）
兵庫県神戸市 (市区町村)	平成25年4月1日	30万円（自責要件等あり）
北海道北斗市	平成22年4月1日	30万円
北海道広尾町	平成21年4月1日	30万円
秋田県能代市	平成19年4月1日	30万円
秋田県横手市	平成18年4月1日	30万円
秋田県大館市	平成18年10月1日	30万円
秋田県男鹿市	平成20年4月1日	30万円
秋田県潟上市	平成18年4月1日	30万円
秋田県にかほ市	平成19年4月1日	30万円
秋田県井川町	平成18年6月21日	30万円
秋田県鹿角市	平成23年4月1日	30万円
秋田県湯沢市	平成28年4月1日	30万円
秋田県由利本荘市	平成28年4月1日	30万円
秋田県大仙市	平成28年4月1日	30万円
秋田県北秋田市	平成27年10月1日	30万円
秋田県小坂町	平成28年4月1日	30万円
秋田県五城目町	平成28年4月1日	30万円
秋田県大潟村	平成28年4月1日	30万円
秋田県美郷町	平成28年4月1日	30万円
秋田県羽後町	平成28年4月1日	30万円
秋田県東成瀬村	平成28年4月1日	30万円
秋田県秋田市	平成29年4月1日	30万円
秋田県仙北市	平成29年4月1日	30万円
秋田県上小阿仁村	平成28年10月1日	30万円
秋田県藤里町	平成29年6月13日	30万円
秋田県三種町	平成29年6月14日	30万円
秋田県八峰町	平成29年6月14日	30万円
秋田県八郎潟町	平成29年9月15日	30万円

(平成30年4月1日現在)

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
	30万円	30万円
	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し、30万円（上限）を貸し付ける。	
全治1か月以上10万円（資力要件等あり）		
30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。）		
全治1か月以上10万円（自責要件等あり）		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円	1人20万円以内貸付期間1年以内	
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		

基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
茨城県常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）
茨城県潮来市	平成25年12月27日	30万円
茨城県行方市	平成29年4月1日	30万円
埼玉県蕨市	昭和43年4月1日	10万円
埼玉県新座市	平成24年6月22日	見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。
埼玉県三芳町	平成13年4月1日	30万円
埼玉県嵐山町	平成12年4月1日	30万円
千葉県成田市	平成18年3月27日	30万円
千葉県神崎町	平成15年4月1日	30万円
千葉県多古町	平成14年1月1日	30万円
千葉県松戸市	平成24年7月9日	3万円（弔慰金）
千葉県印西市	平成29年4月1日	30万円
東京都杉並区	平成18年4月1日	
東京都国分寺市	平成25年2月1日	
東京都多摩市	平成21年4月1日	
神奈川県秦野市	平成元年6月23日	10万円
神奈川県座間市	平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円
神奈川県寒川町	平成15年4月1日	50万円
神奈川県茅ヶ崎市	平成27年11月25日	50万円
石川県金沢市	平成24年4月1日	30万円
石川県中能登町	平成24年4月1日	30万円
石川県能登町	平成24年4月1日	30万円
石川県羽咋市	平成26年1月1日	30万円
石川県かほく市	平成25年4月1日	30万円
石川県野々市市	平成25年4月1日	30万円
石川県津幡町	平成26年4月1日	30万円
石川県内灘町	平成26年4月1日	30万円
石川県志賀町	平成26年4月1日	30万円
石川県宝達志水町	平成26年4月1日	30万円
石川県小松市	平成27年4月1日	30万円
福井県越前市	平成24年4月1日	30万円
山梨県韮崎市	平成21年3月23日	50万円

		貸付金の額等	
傷害		死亡	傷害
全治1か月以上10万円			20万円以内償還2年以内無利子
20万円			20万円以内償還2年以内無利子
10万円			
重傷者5万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円			
(1) 全治1か月以上3か月未満5万円 (2) 全治3か月以上10万円			
		・貸付額30万円以内 ・無利子 ・6か月据置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内	
		・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据置き後償還36か月以内	
		・貸付額10万円以内 ・無利子 ・6か月据置き後償還15か月以内	
入院の期間が15日以上の場合2万円 入院の期間が30日以上の場合4万円 入院の期間が45日以上の場合6万円ほか			
全治1か月以上10万円			
加療1か月以上の被害10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上10万円			
10万円			

基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
静岡県藤枝市	平成29年 4月 1日	30万円
愛知県犬山市	昭和44年 3月29日	15万円（即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者）
滋賀県大津市	平成15年 4月 1日	30万円
滋賀県彦根市	平成12年 9月29日	30万円
滋賀県長浜市	平成18年 2月13日	30万円
滋賀県近江八幡市	平成22年 3月21日	30万円
滋賀県草津市	平成14年 3月25日	30万円
滋賀県守山市	平成13年12月25日	30万円
滋賀県栗東市	平成13年10月 1日	30万円
滋賀県甲賀市	平成17年 1月 1日	30万円
滋賀県野洲市	平成16年10月 1日	30万円
滋賀県湖南市	平成16年10月 1日	30万円
滋賀県高島市	平成29年 6月28日	30万円
滋賀県東近江市	平成17年 2月11日	30万円
滋賀県米原市	平成18年 4月 1日	30万円
滋賀県日野町	平成15年 4月 1日	30万円
滋賀県竜王町	平成12年 4月 1日	30万円
滋賀県愛荘町	平成18年 2月13日	30万円
滋賀県豊郷町	平成29年 4月 1日	30万円
滋賀県甲良町	平成27年 4月 1日	30万円
滋賀県多賀町	平成29年 4月 1日	30万円
京都府福知山市	平成24年 4月 1日	30万円
京都府舞鶴市	平成23年 6月28日	30万円
京都府綾部市	平成24年 4月 1日	30万円
京都府宇治市	平成22年 4月 1日	30万円
京都府宮津市	平成23年 4月 1日	30万円
京都府亀岡市	平成24年 4月 1日	30万円
京都府城陽市	平成22年10月 1日	30万円
京都府向日市	平成25年 4月 1日	30万円
京都府長岡京市	平成23年 1月 1日	30万円
京都府八幡市	平成24年 7月12日	30万円
京都府京田辺市	平成23年 9月26日	30万円
京都府京丹後市	平成24年 4月 1日	30万円
京都府南丹市	平成26年 4月 1日	30万円
京都府木津川市	平成24年 4月 1日	30万円
京都府大山崎町	平成24年10月 1日	30万円
京都府久御山町	平成21年 5月 1日	30万円
京都府井手町	平成23年 7月 1日	30万円
京都府宇治田原町	平成23年 6月20日	30万円
京都府笠置町	平成26年 4月 1日	30万円
京都府和束町	平成26年 4月 1日	30万円
京都府精華町	平成25年 9月 1日	30万円
京都府南山城村	平成25年10月 1日	30万円
京都府京丹波町	平成26年 1月 3日	30万円
京都府伊根町	平成23年 4月 1日	30万円
京都府与謝野町	平成23年 1月 1日	30万円
大阪府池田市	平成11年 4月 1日	20万円
大阪府高槻市	昭和56年 4月 1日	10万円
大阪府松原市	昭和45年 4月 1日	5万円
大阪府摂津市	平成20年 7月 1日	30万円
兵庫県宝塚市	平成17年 4月 1日	30万円
兵庫県丹波市	平成20年10月 1日	30万円
兵庫県宍粟市	平成17年 4月 1日	10万円
兵庫県たつの市	平成17年10月 1日	30万円

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
全治1か月以上5万円		
5万円（医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者）		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
入院加療3か月以上3万円		
支給対象外		
支給対象外		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上1万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円	30万円以内	30万円以内
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
兵庫県相生市	平成17年6月27日	30万円
兵庫県明石市	平成23年4月1日	30万円（死亡・傷害合わせて30万円を超えない範囲）
兵庫県姫路市	平成23年4月1日	30万円
兵庫県赤穂市	平成18年4月1日	30万円
兵庫県太子町	平成21年4月1日	30万円
兵庫県佐用町	平成22年4月1日	30万円
兵庫県三木市	平成25年4月1日	30万円
兵庫県尼崎市	平成27年7月1日	30万円
兵庫県西宮市	平成28年4月1日	30万円
兵庫県芦屋市	平成28年4月1日	30万円
兵庫県小野市	平成28年10月1日	30万円
兵庫県養父市	平成28年10月1日	30万円
兵庫県三田市	平成29年4月1日	30万円
兵庫県加古川市	平成29年4月1日	30万円
兵庫県上郡町	平成29年3月10日	30万円
兵庫県朝来市	平成30年4月1日	30万円
兵庫県稲美町	平成30年4月1日	30万円
兵庫県豊岡市	平成30年4月1日	30万円
奈良県大和郡山市	平成28年4月1日	30万円
奈良県天理市	平成29年4月1日	30万円
奈良県橿原市	平成30年4月1日	30万円
奈良県山添村	平成29年4月1日	30万円
奈良県平群町	平成30年4月1日	30万円
奈良県三郷町	平成30年4月1日	30万円
奈良県斑鳩町	平成30年4月1日	30万円
奈良県安堵町	平成30年4月1日	30万円
奈良県川西町	平成29年4月1日	30万円
奈良県三宅町	平成29年4月1日	30万円
奈良県田原本町	平成29年4月1日	30万円
奈良県高取町	平成30年4月1日	30万円
奈良県明日香村	平成30年4月1日	30万円
奈良県上牧町	平成30年4月1日	30万円
奈良県王寺町	平成30年4月1日	30万円
奈良県河合町	平成30年4月1日	30万円
和歌山県上富田町	平成29年4月1日	30万円
岡山県総社市	平成23年4月1日	30万円
岡山県備前市	平成23年10月1日	30万円
岡山県瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円
岡山県和気町	平成23年10月1日	30万円

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円	50万円を超えない範囲	50万円を超えない範囲
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円	50万円以内	50万円以内
全治1か月以上10万円	50万円以内	50万円以内
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要した者ただし、精神の疾患の場合に当たっては、3日以上労務に服することができない者 10万円		
全治1か月以上10万円		
医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者に10万円		
全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要した者精神の疾患の場合に当たっては、療養の期間が1か月以上でかつ3日以上労務に服することができない者 10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者ただし、精神の疾患の場合に当たっては、3日以上労務に服することができない者 10万円		
全治1か月以上10万円		
犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き町内に住所を有している者 10万円		
犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者 10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満5万円 (2) 全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
広島県呉市	平成28年 4 月 1 日	30万円
広島県府中市	平成29年 1 月 1 日	30万円
広島県大竹市	平成29年 4 月 1 日	30万円
広島県安芸高田市	平成29年 4 月 1 日	30万円
広島県江田島市	平成29年 4 月 1 日	30万円
広島県神石高原町	平成29年 4 月 1 日	30万円
広島県庄原市	平成30年 4 月 1 日	30万円
山口県防府市	平成25年 4 月 1 日	30万円
福岡県宗像市	平成16年 4 月 1 日	30万円
佐賀県佐賀市	平成29年10月 1 日	30万円
佐賀県唐津市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県鳥栖市	平成29年10月 1 日	30万円
佐賀県多久市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県伊万里市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県武雄市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県鹿島市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県小城市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県嬉野市	平成28年 4 月 1 日	30万円
佐賀県神埼市	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県吉野ヶ里町	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県基山町	平成28年10月 1 日	30万円
佐賀県上峰町	平成28年10月 1 日	30万円
佐賀県みやき町	平成28年 7 月 1 日	30万円
佐賀県玄海町	平成28年10月 1 日	30万円
佐賀県有田町	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県大町町	平成28年10月 1 日	30万円
佐賀県江北町	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県白石町	平成29年 4 月 1 日	30万円
佐賀県太良町	平成28年10月 1 日	30万円
長崎県佐世保市	平成30年 4 月 1 日	30万円
熊本県長洲町	平成21年 4 月 1 日	15万円
大分県大分市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県別府市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県中津市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県日田市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県佐伯市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県臼杵市	平成30年 4 月 1 日	30万円
大分県津久見市	平成30年 4 月 1 日	30万円

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円（自責要件等あり）		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上10万円		
犯罪行為による重症病を患った者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断され、かつ3日以上入院を要した者 10万円		
全治1か月以上5万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		
重傷病10万円		

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
大分県竹田市	平成30年4月1日	30万円
大分県豊後高田市	平成30年4月1日	30万円
大分県杵築市	平成30年4月1日	30万円
大分県宇佐市	平成30年4月1日	30万円
大分県豊後大野市	平成30年4月1日	30万円
大分県由布市	平成30年4月1日	30万円
大分県国東市	平成30年4月1日	30万円
大分県姫島村	平成30年4月1日	30万円
大分県日出町	平成30年4月1日	30万円
大分県九重町	平成30年4月1日	30万円

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		
	重傷病10万円		

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(平成30年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）	011-232-8740	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 性暴力専用ダイヤル（011-211-8286、平成26年4月1日から実施）
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター（北・ほっかいどう被害者相談室）	0166-24-1900	月、火、木、金		臨床心理士によるカウンセリング（無料）
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（4回まで無料） 性暴力被害者専用相談電話（りんごの花ホットライン017-777-8349）
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 性暴力被害者専用相談電話（019-601-3026）
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 （月は予約の相談日）	○☆	性暴力被害者専用相談電話 0120-556-460 （性暴力被害の相談日 月～金曜日10時から20時まで 土曜日10時から16時まで）
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） 精神科医師による治療（無料） 犯罪被害者に対する経済支援（特別支援）
山形	公	やまがた被害者支援センター	山形 023-642-7830 庄内出張所 0234-43-0783	山形 月～金 庄内出張所 水	○☆	性暴力被害者専用相談電話（023-665-0500 月～金 10:00～21:00 平成28年4月25日開設） 弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（1回無料、性被害は家族を含め3回まで無料） 緊急支援金（経済的支援、1被害者上限10万円）の支給（平成28年6月から）
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） 性暴力等被害相談電話（SACRAふくしま 024-533-3940）
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、弁護士入室日は要問合せ） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） 性暴力被害相談 029-350-2001（性暴力被害者サポートネットワーク茨城）
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
群馬	公	被害者支援センターすてっぐぐんま	027-253-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	性暴力等犯罪被害者専用相談電話（アイリスホットライン 048-839-8341） 弁護士による法律相談（月2回、1回無料、予約制） 臨床心理士によるカウンセリング（予約制）
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、原則毎月第4水曜日午後2時から4時まで） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、予約制）
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	性被害専用（045-328-3725、月～金）
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870 長岡 0258-32-7016 上越 025-522-3133	月～金	○☆	弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料） 性暴力等被害者専用相談電話（025-281-1020）
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリング（原則初回相談無料）
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、要予約） 臨床心理士による心理相談（初回無料、要予約）
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料、毎木曜日午後、要予約）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） やまなし性暴力サポートセンター かいさばももこ (055-222-5562)
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783 南信 0265-76-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による相談（無料） 性暴力被害者専用電話相談 24時間ホットライン やさしく（ぎふ性暴力被害者支援センター 058- 215-8349）
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで 無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	性暴力被害相談電話（059-253-4115、土日祝・年 末年始除く） 弁護士による法律相談（無料、第4水曜日） 臨床心理士による心理相談（無料、第2水曜日）
滋賀	※	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	性被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） 090-2599-3105（365日24時間対応）
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830 0120-78-3974 （ほくぶ相談室）	月～金 ほくぶ相談室 月、木	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託 （通訳派遣等実施） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（10回まで無料）
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火、水、金、 土	○☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による心理相談（無料） 性被害専用 性被害ケアセンターよりそい（078- 367-7874 月、火、水、金、土）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 0744-23-0783 （中南和相談 コーナー）	月～金 中南和相談 コーナー 月、火	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5 月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜 日午前中）
島根	公	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○☆	弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土 第1・第3日	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士による心理相談（原則1回無料）
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月、水～土	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2、4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、第1、 3水曜日） 性暴力被害専用相談電話（087-802-5566、日祝・ 年末年始除く）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 093-582-2796 (北九州窓口)	月～金	○☆	性暴力被害専用 (092-762-0799、24時間365日年中無休)
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	0952-33-2110	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料） 性暴力被害相談専用（095-895-8856、土日祝・年末年始除く）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	性暴力被害専用相談電話 (ゆあさいどくまもと 24時間ホットライン096-386-5555 ※年末年始を除く) 弁護士による法律相談（原則初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4火曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）

注1：「法人」欄については、「N」は認定特定非営利活動法人を、「公」は公益社団法人を、「一」は一般社団法人を、それぞれ示す。また、「※」のおうみ犯罪被害者支援センターは平成30年4月2日から公益社団法人に移行した。

注2：「備考」欄については、「○」は犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを、それぞれ示す。

7. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移 (平成25～29年)

年次	25	26	27	28	29
刑法犯総数	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042
凶悪犯総数	6,757	6,453	5,618	5,130	4,840
殺人	938	1,054	933	895	920
強盗	3,324	3,056	2,426	2,332	1,852
放火	1,086	1,093	1,092	914	959
強制性交等	1,409	1,250	1,167	989	1,109
粗暴犯総数	66,494	65,814	64,049	62,043	60,099
凶器準備集合	12	10	9	3	3
暴行	31,545	32,372	32,543	31,813	31,013
傷害	27,864	26,653	25,183	24,365	23,286
うち) 傷害致死	111	92	80	79	82
脅迫	3,452	3,738	3,700	3,700	3,851
恐喝	3,621	3,041	2,614	2,162	1,946
窃盗犯総数	981,233	897,259	807,560	723,148	655,498
侵入盗	107,313	93,566	86,373	76,477	73,122
乗り物盗	376,244	352,045	309,837	272,174	235,778
非侵入盗	497,676	451,648	411,350	374,497	346,598
知能犯総数	43,141	46,027	43,622	45,778	47,009
詐欺	38,302	41,523	39,432	40,990	42,571
横領	1,714	1,723	1,536	1,513	1,413
偽造	3,020	2,665	2,550	3,176	2,903
うち) 通貨偽造	752	613	579	527	448
うち) 文書偽造	2,005	1,768	1,690	1,821	1,695
うち) 支払用カード偽造	99	162	181	683	609
うち) 有価証券偽造	100	76	57	61	85
汚職	63	63	70	49	58
うち) 賄賂	38	34	43	28	42
あっせん利得処罰法	1	-	-	-	-
背任	41	53	34	50	64
風俗犯総数	12,041	11,915	11,032	10,385	9,699
賭博	123	221	270	365	198
わいせつ	11,918	11,694	10,762	10,020	9,501
うち) 強制わいせつ	7,654	7,400	6,755	6,188	5,809
うち) 公然わいせつ	3,175	3,143	2,912	2,824	2,721
その他の刑法犯	204,474	184,695	167,088	149,636	137,897
うち) 占有離脱物横領	33,114	29,534	26,500	22,979	20,408
うち) 公務執行妨害	2,968	2,834	2,691	2,472	2,416
うち) 住居侵入	19,722	17,897	17,112	15,982	14,911
うち) 逮捕監禁	304	304	341	295	294
うち) 略取誘拐・人身売買	185	198	192	228	239
うち) 盗品	2,045	1,716	1,590	1,495	1,197
うち) 器物損壊等	140,809	126,818	112,931	100,440	92,707

8. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (平成28年)

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数 (交通業過を除く)	28,957	10,585	752	289	2,796	888	25,409	9,408
殺人罪	895	390	330	180	230	70	335	140
嬰兒殺	14	7	12	7	1	—	1	—
自殺関与・同意殺人罪	24	14	20	10	2	2	2	2
強盗殺人罪 ^{注2)}	19	5	8	3	7	2	4	—
強盗傷人罪	837	326	—	—	78	22	759	304
強盗強姦罪	5	5	—	—	—	—	5	5
放火罪	62	26	18	8	14	6	30	12
強姦罪 ^{注3)}	140	140	—	—	7	7	133	133
傷害罪	25,699	8,986	79	23	2,223	691	23,397	8,272
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	80	23	79	23	—	—	1	—
汚職罪	5	—	—	—	—	—	5	—
強制わいせつ罪	368	365	1	1	10	10	357	354
危険運転致死傷 (交通業過を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
過失傷害罪	225	128	—	—	48	33	177	95
過失致死罪	17	4	17	4	—	—	—	—
業務上等過失致死傷 (交通業過を除く)	527	133	232	36	161	39	134	58
失火罪	30	11	9	4	3	1	18	6
激発物破裂・ガス等漏出罪	—	—	—	—	—	—	—	—
墮胎罪	—	—	—	—	—	—	—	—
往来妨害罪	4	1	1	1	—	—	3	—
遺棄罪	25	13	22	11	1	1	2	1
逮捕監禁罪	61	31	3	1	11	4	47	26
建造物等損壊	—	—	—	—	—	—	—	—
決闘罪ニ関スル件	—	—	—	—	—	—	—	—
爆発物取締罰則	—	—	—	—	—	—	—	—
航空危険行為処罰法	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：重傷者とは、全治1箇月以上の傷害を負った者をいう。

注2：強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

注3：強姦罪の負傷者数は、改正前の刑法第181条第2項の強姦致死傷及び同条第3項の集団強姦致死傷の負傷者数を計上したものである。

- 8. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (平成28年)
- 9. 交通事故発生状況の推移 (平成25～29年)
- 10. 交通事故死者数の月別推移 (平成25～29年)

9. 交通事故発生状況の推移 (平成25～29年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
発生件数 (件)	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165
死亡事故 (件)	4,293	4,013	4,028	3,790	3,630
死者数 (人)	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694
負傷者数 (人)	781,492	711,374	666,023	618,853	580,850
重傷者数 (人)	44,546	41,658	38,959	37,351	36,895
軽傷者数 (人)	736,946	669,716	627,064	581,502	543,955
厚生統計の死者数(人) (1年未満)	5,914	5,589	5,525	5,148	

- 注1：「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する場合をいう。
 注2：「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する場合をいう。
 注3：厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの（事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く）をいう。
 厚生統計は、平成6年までは、自動車事故とされた者の数を計上しており、7年以降は、陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

10. 交通事故死者数の月別推移 (平成25～29年)

年次 死者 発生月	平成25年				平成26年				平成27年				平成28年				平成29年			
	30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者			
	(人)	比率	24時間 死者	30日 死者	(人)	比率	24時間 死者	30日 死者	(人)	比率	24時間 死者	30日 死者	(人)	比率	24時間 死者	30日 死者	(人)	比率	24時間 死者	30日 死者
1月	412	1.19	347	65	417	1.17	355	62	414	1.20	346	68	402	1.15	349	53	328	1.16	282	46
2月	392	1.16	339	53	349	1.14	307	42	367	1.19	308	59	325	1.25	261	64	345	1.20	288	57
3月	401	1.20	334	67	371	1.19	311	60	377	1.19	317	60	388	1.21	321	67	349	1.15	303	46
4月	399	1.16	345	54	376	1.20	313	63	379	1.18	320	59	367	1.19	309	58	300	1.23	244	56
5月	379	1.14	332	47	377	1.17	322	55	376	1.20	314	62	382	1.18	323	59	340	1.21	282	58
6月	378	1.20	314	64	379	1.20	317	62	332	1.16	287	45	315	1.19	264	51	330	1.20	276	54
7月	400	1.20	332	68	372	1.14	325	47	390	1.17	333	57	355	1.21	294	61	370	1.18	314	56
8月	448	1.20	374	74	357	1.19	301	56	404	1.19	340	64	397	1.21	328	69	373	1.20	310	63
9月	430	1.17	366	64	414	1.20	345	69	407	1.20	339	68	376	1.22	309	67	371	1.24	299	72
10月	440	1.15	381	59	477	1.19	400	77	463	1.18	391	72	454	1.21	376	78	420	1.22	343	77
11月	514	1.19	432	82	430	1.14	377	53	455	1.20	379	76	427	1.22	350	77	439	1.18	372	67
12月	572	1.16	492	80	519	1.18	440	79	521	1.18	443	78	510	1.21	420	90	466	1.22	381	85
合計	5,165	1.18	4,388	777	4,838	1.18	4,113	725	4,885	1.19	4,117	768	4,698	1.20	3,904	794	4,431	1.20	3,694	737

- 注1：「30日以内死者」とは、「24時間死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した者をいう。
 注2：「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 注3：「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 注4：比率とは、「30日以内死者数」の「24時間死者数」に対する比率で、「30日以内死者数」を「24時間死者数」で除したものである。
 注5：各月の「30日死者数」は、その月に発生した交通事故により24時間経過後30日以内に死亡した者の数である。